

守山市「豊かな市民活動のまち応援事業」 申請募集のご案内

《募集期間》令和7年5月26日（月）～6月28日（金）

「豊かな市民活動のまち応援事業」とは？

地域の活性化や課題解決を目的に、市民団体などが自主的・継続的に取り組む事業への支援を拡充するため、ふるさと守山応援寄附（ふるさと納税）を通じて、全国から応援してもらえる仕組みとして、「豊かな市民活動のまち応援事業」を令和4年度に創設しました。

本事業では、応募のあった団体の事業について、公益性や発展性などを外部委員会により審査を行い、本市のふるさと納税活用認定団体として2年6か月認定します。認定期間中は、本市の寄附ポータルサイトに団体を掲載し、団体を指定されたふるさと納税の寄附額の50%（返礼品等の事務費を差し引いた額）を上限に、翌年度から補助金を交付します。

対象となる団体

- 市内に活動拠点を置く公益非営利活動団体
- 構成員が3人以上で、構成員の過半数が市内に在住、在勤 または在学しているものであること
- さんさんまちサポ助成金（旧：市民提案型まちづくり支援事業）の交付を受けた団体または交付を受ける見込み団体
- 団体の運営に関する定款、規約または会則があること
- 継続的な活動が期待できる団体であること
- 宗教・政治の活動を行う団体でない、かつ暴力団およびその構成員の統制の下にない団体であること

対象となる活動

- 本市内で実施する公益性の高い事業であること
- 地域社会の発展または地域が抱える課題もしくは社会課題の 解決が期待できる事業であること
- 補助金交付年度内に完了する事業であること
- 受益者が特定の個人・法人・団体でない事業
- 営利・政治・選挙・宗教の活動を目的としない事業
- 他の補助金等の交付を受け、または受けていることが決定している事業でないこと
- 施設等の建設または整備を主たる目的とする事業でないこと

応募から実績報告の流れ(予定)



認定団体の登録有効期間＝2年半（令和7年9月1日から令和10年3月末まで）

交付金の額

団体を指定した寄附額の50%（返礼品等の事務費を差し引いた額）を上限とする

応募方法

応募期間内に、市民協働課と事前協議の上、以下の書類を直接、守山市民交流センターまで持参してください。

- (1) 認定団体登録申請書（様式第1号）
- (2) 認定団体登録事業計画書（様式第2号）
- (3) 事業収支予算書（様式第3号）※3年度分
- (4) 団体の定款、規約または会則
- (5) 団体構成員（3人以上）の氏名および住所を記載した書面
- (6) 団体の活動内容等が確認できる書類

審査方法

書類審査+公開プレゼンテーション
プレゼン日程：令和7年7月〇日

市ホームページ

申請書のDLや
過去の認定団体
については、市HP
をご確認ください。



お問合せ

守山市環境生活部市民協働課協働推進係（市民交流センター内）
TEL 077-582-1149 MAIL shiminkyoudou@city.moriyama.lg.jp